

気象警報発表時における対処の仕方

平素は学校教育にご理解ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、羽島市に気象警報が発表された時の対応について、平成26年8月1日に改正された市の基本方針を受けて、本校においても暴風、大雨、洪水、大雪警報等が羽島市に発表された場合の対応を下記の基準で行いますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

1 児童が登校前に暴風・大雨・洪水・大雪警報が羽島市で発表の場合

区 分	措 置
①警報が解除されるまで	家庭で待機させてください。
②始業時刻の2時間前(6:05)までに警報が解除された場合	状況を確認し、平常どおり登校させてください。
③始業時刻の2時間前(6:05)から11時までの間に警報が解除された場合	解除後、2時間を経てから授業を開始しますので登校させてください。
④11時を過ぎてから警報が解除された場合は休業とします。	

ただし、②③の場合、通学路の状況によっては、登校させなくてもよい。その際、学校にその旨を連絡する。(その場合、欠席・遅刻にはならない)

- 〔警報中の注意〕・警報の解除や天候に注意しながら待機させること
- ・警報発表中、勝手に外出させないこと

2 児童が登校後、暴風・大雨・洪水・大雪警報が羽島市で発表され、授業の打ち切りが決定した場合

- ・校内の安全な場所で児童を待機させ、「携帯メール」によりお知らせします。

3 その他（雷の場合）

状 況	措 置
雷が発生し雷鳴がとどろき、危険と思われる場合	登校時、保護者の判断で登校を見合わせてください。その際、遅刻扱いとはなりません。
	下校時、安全が確認できるまでの間は学校で待機させ、「携帯メール」によりお知らせします。

☆ なお、上記のことに関しまして、児童の安全を第一に考えますので、状況によっては児童のみで下校させず、保護者への引き渡しをすることもあります。さらに、給食の実施等にとらわれない対応をさせていただきますので、急遽、提供できなかった分の給食費の徴収や、食材の処理費の徴収もあり得ることをご承知おきください。また、各ご家庭におかれましては非常食の備蓄をお願いします。